

農林水産省補助事業

輸入食品等の申告および検査に関する規程
(仮訳)

2026 年 1 月

日本貿易振興機構 (ジェトロ)

ソウル事務所

農林水産食品部 市場開拓課

本仮訳は、韓国で制定された「輸入食品等の申告および検査に関する規程」（2024年6月14日施行、2024年6月13日一部改正）をジェットロが仮訳したものです。

ご利用にあたっては、原文もご確認ください。

https://www.mfds.go.kr/brd/m_211/view.do?seq=14831&srchFr=&srchTo=&srchWord=%ED%99%94%EC%9E%A5%ED%92%88+%EC%95%88%EC%A0%84%EA%B8%B0%EC%A4%80+%EB%93%B1%EC%97%90+%EA%B4%80%ED%95%9C+%EA%B7%9C%EC%A0%95&srchTp=0&itm_seq_1=0&itm_seq_2=0&multi_itm_seq=0&company_cd=&company_nm=&page=1

【免責条項】本報告書で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェットロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本報告書で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェットロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

輸入食品等の申告および検査に関する規程

[施行 2024年6月14日] [食品医薬品安全処告示第2024-26号、2024年6月13日、一部改正]

食品医薬品安全処（輸入検査管理課）、043-719-2212

第1章 総則

第1条（目的） この告示は、「輸入食品安全管理特別法」第13条、第20条、第21条および同法施行規則第14条、第27条から第34条までにより、輸入食品等の申告・検査業務に関する細部処理規定を定めることを目的とする。

第2条（定義） この告示において使用する用語の定義は、「輸入食品安全管理特別法」（以下「法」という）、同法施行令（以下「施行令」という）および同法施行規則（以下「施行規則」という）で定めるところによる。

第3条（輸入食品等の検査計画の策定） 施行規則別表9により、食品医薬品安全処長は、毎年輸入食品等の検査計画を策定する。

第4条（輸入申告を必要としない輸入食品等） 施行規則別表8の2第11号により、食品医薬品安全処長が危害発生のおそれがないと認める輸入食品等は、次の各号のとおりである。

1. 単に運搬または他の容器の支えとして使用する持ち手・トレイ・コースター
2. 装飾用として使用する器具または容器（ただし、食品の器具または容器として使用することはできず、食品の器具または容器として使用するときは人体に有害となるおそれがあるという内容を、製品の寿命が尽きるまで消えず、見やすい場所に明確に表記した場合に限る）
3. 「船舶安全法」第18条により型式承認および検定を受けた救難食糧
4. 「関税法」第154条による保税展示場の運営者が、博覧会等の行事で広報および試食用に使用するため、展示用品または贈与物品として搬入申告する輸入食品等。ただし、贈与物品の場合は、無償提供の表示が明確なものに

限る。

5. 国内において製造して海外博覧会等に展示し、再輸入される器具または容器・包装

第5条（事前輸入申告の処理） ① 地方食品医薬品安全庁長（以下「地方庁長」という）は、施行規則第27条第1項により、到着予定日の5日前から、あらかじめ輸入申告した輸入食品等については搬入場所へ搬入するまでに書類検査を完了し、搬入直後の書類検査の対象に該当する輸入食品等については輸入申告確認証を交付しなければならない。現場検査、精密検査または無作為標本検査の対象に該当する輸入食品等については当該検査を実施し、その検査に必要な検体を採取しなければならない。

② 第1項による搬入事実は、電話、FAX、書類等の方法で確認することができる。

③ 第1項にかかわらず、船舶に包装されていない形態で船積みされた農産物（以下「船舶バルク農産物」という）については、搬入場所に搬入する前に現場検査、精密検査または無作為標本検査を実施することができる。ただし、輸入申告確認証は、輸入検査が完了し、搬入場所に搬入が完了した場合に交付しなければならない。

④ 複数の輸入申告者が共同で安全管理する船舶バルク農産物を2か所以上の通関場所に分けて搬入しようとする場合、輸入申告者は、当該農産物が最初に搬入される通関場所の到着予定日の5日前から、それぞれの通関場所を管轄する地方庁長に対し、同時に事前輸入申告を行うことができる。

⑤ 第4項により事前輸入申告しようとする場合、施行規則第27条による具備書類に次の各号の書類を添付し、通関場所を管轄する地方庁長に対し、それぞれ提出しなければならない。

1. 輸入申告計画書（輸入申告者別の輸入品名、輸入量、搬入場所、申告機関、申告予定日等）

2. 国内搬入後の輸入申告者別の自主検査計画書

⑥ 第5項により同時に事前輸入申告を受けた地方庁長は、第1項から第3項までにより処理しなければならない。ただし、船舶バルク農産物のそれぞれの輸入申告の件に対して検査方法が異なって選定された場合でも、すべて同一の検査方法を適用するものとし、精密検査、無作為標本検査、現場検査の順で優先的に適用し（書類検査を除く）、最初に搬入される通関場所を管轄する地方庁長が第11条第2項により共同検体を採取（現場検査は必要時）して検査を実施し、その結果を電算システムに登録すると、同時に事前輸入申告を受けた他の地方庁長は、その結果をもって当該輸入検査の検査手続に代え、適否等を同一に適用する。

第6条（計画輸入申請等） ① 法第7条により優秀輸入業所として登録した者が、優秀輸入業所登録証に明示された輸入食品等の年間計画輸入量について、施行規則別表9第2号イの書類検査および同号ロの現場検査を省略しようとする場合は、営業登録を管轄する地方庁長に対し、別紙第1号書式の輸入食品等の年間計画輸入申請書（または電子文書による申請書）を、年間計画輸入が開始される月の前月15日までに提出しなければならない。

② 「食品衛生法」第37条により食品製造・加工業もしくは食品添加物製造業を登録した者、または流通専門販売業の申告をした者が、施行規則別表9第2号イの1)に該当する品目もしくは自社製品の製造用原料として輸入申告する食品添加物のうち、香料、施行規則別表9第2号イの10)、施行規則別表9第2号イの13)（ただし、水産物を除く）に該当する品目、または食品医薬品安全庁長が認める国外試験・検査機関が発行した試験・検査成績書を添付する

品目（ただし、畜・水産物を除く）の年間計画輸入量について、施行規則別表9第2号イの書類検査および同号ロの現場検査を省略しようとする場合は、営業所在地を管轄する地方庁長に対し、別紙第1号書式の輸入食品等の年間計画輸入申請書に次の各号の書類（または電子文書による書類）を添付して、年間計画輸入が開始される月の前月15日までに提出しなければならない。

1. 営業許可等の許認可書類の写し
 2. 品目製造報告書の写し（自社製品製造の用途に限る）
 3. 別紙第9号書式の輸入食品等の輸出または処理計画書（外貨獲得用原料に限る）
 4. 国外試験・検査計画書（食品医薬品安全処長が認める国外試験・検査機関が発行した試験・検査成績書を添付する品目に限り、試験検査項目は第13条第1項による精密検査の重点検査項目による）
- ③ 第1項または第2項による年間計画輸入量は、申請した月の翌月から1年間の期間を基準とする。
- ④ 地方庁長は、第1項または第2項により輸入食品等の年間計画輸入申請を受けた場合、施行規則別表9第2号イただし書および同号ロただし書により書類検査および現場検査の省略対象に適合するときは、別紙第2号書式の輸入食品等の年間計画輸入確認書（または電子文書による確認書）を申請者に発行する。
- ⑤ 施行規則別表9第2号イただし書および同号ロただし書で定めた最近3年間の輸入申告履歴は、申請した月の前月末日を基準とする。
- ⑥ 地方庁長は、第4項により計画輸入確認書の発行を受けた輸入食品等が輸入申告される場合には、計画輸入量について施行規則別表9第2号イの書類検査および同号ロの現場検査を省略することができる。ただし、施行規則別表9第2号ハによる精密検査およびニによる無作為標本検査の対象となる場合は、この限りでない。

第7条（同一会社の同一輸入食品等の認定範囲） ① 施行規則別表10第4号による同一会社の同一輸入食品等の認定範囲は、次の各号のとおりである。

1. 農林産物の製品名を細分（例、大豆：SOY BEAN、BLACK BEAN、WHITE BEAN、小麦：SOFT WHITE WHEAT、HARD RED WINTER WHEAT、DARK NORTHERN SUN SPRING WHEAT等）して輸入申告しても、施行規則別表10第4号ロに掲げる品名が同一であり、残りの条件を満たし、かつ輸出業所および包装場所が一致する場合には、同一会社の同一輸入食品等として認める。
2. 水産物の製品形態（冷凍、冷蔵、乾燥、塩蔵、活魚等）および処理形態（原形、煮熟および殻の除去の有無等）が同じ場合、同一品名として認める。ただし、製品形態および処理形態が異なっても、関税・統計統合品目分類表（HSK）上の品目番号が同一であり、精密検査による検査項目および「食品の基準および規格」の基準・規格が同一である場合には、同一品名として認める。
3. 食肉の品目は、牛肉、牛肉副産物、豚肉、豚肉副産物、鶏肉、鶏肉副産物、七面鳥食肉、カモ食肉、羊食肉、山羊食肉、ウサギ食肉、鹿食肉、馬食肉、その他食肉等をいい、食肉の製品名は食肉の種類と部位をいう。
4. 器具および容器・包装の各部品に関する写真、材質、地色および当該部品の海外製造業所（各部品を製造した海外製造業所は法第5条により海外製造業所として事前に登録されている場合に限る）の情報が同一である場合、同一会社の同一輸入食品等として認める。ただし、当該部品の材質に関する基準が新設または強化された場合に

は、同一会社の同一輸入食品等として認めない。

- ② 第1項第4号により同一会社の同一輸入食品等として認められるためには、輸入申告者は、輸入申告時に別紙第3号書式の器具または容器・包装の構成部品申告書を提出しなければならない。

第2章 検査基準および方法

第8条（書類検査の対象） ① 施行規則別表9第2号イ13）により、食品医薬品安全処長が安全性が確保されたと認める輸入食品等とは、最近5年間連続して輸入された国の輸入食品等のうち、年間5回以上精密検査（無作為標本検査を含む）を実施して不適合履歴がなく、収去検査の結果に不適合履歴がなく、かつ危害情報のない輸入食品等（農林水産物、加工食品および食品添加物に限る。以下この条において同じ）であって、別表1のとおりである。

- ② 第1項にかかわらず、危害情報が発生して実施する検査、基準および規格の新設または強化等による検査、流通中の収去検査等の検査の結果、不適合と判定される輸入食品等は、別表1から除外することができる。

第9条（畜産物・水産物の輸出衛生証明書等の要件） 施行規則第27条第1項第7号および第8号による衛生証明書および輸出衛生証明書は、輸出国政府が発行したものであって、原本（畜産物の場合は副本を含み、水産物の場合は国内の水産物検疫機関で確認された写しを含む）でなければならない。

第10条（輸入食品等の官能検査の基準および方法） ① 施行規則別表9第2号ロにより食品医薬品安全処長が定める官能検査基準は、別表2のとおりである。

- ② 畜産物の場合、「家畜伝染病予防法施行規則」第37条第4項別表7により、管理獣医師が実施した現物検査の結果（「家畜伝染病予防法」による指定検疫物に限る）の通知を電算システム等により受け、その結果を確認した後第1項の官能検査の基準による適否を判断することができる。

③ 水産物の場合、世界税関機構の品目分類体系（HS）上、水産物加工過程で除去された頭部、内臓、ひれ、魚類の脊椎骨等のように魚類のくず（HS 0511）に分類される品目（ただし、「特別衛生管理食品の輸入衛生要件等に関する告示」第4条により輸入が許容された特別衛生管理食品を除く）は、食用としての輸入はできず、同品目の輸入申告時には輸入申告書を返却する。

- ④ 第2項の現物検査の結果、特異事項がある場合には、関係公務員等に速やかに電話、FAX等の方法で通知しなければならない。

⑤ 第4項により特異事項の通知を受けた関係公務員等は、現場に出張して確認後、適否を判断することができる。

第11条（検査用検体の運搬等） ① 施行規則別表9第3号ロにより収去した検体を当該試験・検査機関に輸送しようと

する場合は、地方庁の関係公務員等もしくは当該試験・検査機関の関係者が運搬するか、または「食品衛生法施行令」第21条第4号により食品運搬業の営業届出をした者（畜産物の場合、「畜産物衛生管理法施行令」第21条第6号により畜産物運搬業の営業の届出をした者）を利用することができる。

② 複数の輸入申告者が共同で安全管理する船舶バルク農産物をそれぞれ輸入申告した場合、一つの検体を当該輸入申告全件の共同の検体とすることができる。

第12条（精密検査および無作為標本検査の対象） ① 施行規則別表9の精密検査もしくは無作為標本検査の対象に分類された輸入食品等の輸入申告を輸入申告者が取り下げた場合、または地方庁長が補完を履行していないなどの理由で返却した場合、当初輸入申告を受けた地方庁長は、他の地方庁長に対し、直ちに文書でこれを通知しなければならない。ただし、電算網（コンピュータネットワーク）で確認が可能な場合は、文書による通知を省略することができる。

② 第1項による当該製品の輸入申告を再度受けた地方庁長は、同輸入食品等について、当該精密検査または無作為標本検査を実施しなければならない。

③ 第1項による輸入申告の取下げまたは返却の前に、上記の精密検査または無作為標本検査により実施された物理的・化学的または微生物学的な検査に対する成績書が電算網（コンピュータネットワーク）で確認された場合、取下げまたは返却後に再度輸入申告したときは、この検査成績書を認めることができる。

④ 第2項にかかわらず、地方庁長は、取下げまたは返却後に再度輸入申告された輸入食品等が外貨獲得用、研究・調査用等であって、精密検査または無作為標本検査を必要としないと判断される場合は、当該検査の対象から除外することができる。

⑤ 施行規則別表9第2号ニ1)による輸入水産物の無作為標本検査の対象は、別表3のとおりである。

第13条（精密検査等の検査項目等） ① 施行規則別表9により精密検査または無作為標本検査を実施する場合、食品医薬品安全処長が別途定める重点検査項目を適用して検査する。ただし、重点検査項目以外の動物用医薬品、農薬または汚染物質等については、食品医薬品安全処長が別途定める検査項目または品目を適用することができ、「食品の基準および規格」第1. 2. 2)により選別して適用される輸入水産物の動物用医薬品等の検査対象品目は、別表4により検査する。

② 輸入食品等の残留農薬検査は、次の各号により検査する。

1. 精密検査の対象の輸入食品等の農薬検査は、別表5で定める検査項目を検査しなければならないが、別表5第2号で定める単成分の検査対象農薬は、食品医薬品安全処長が定める検査項目を適用することができる。
2. 無作為標本検査対象の輸入食品等の農薬検査は、食品医薬品安全処長が告示した「食品の基準および規格」第8. 7. 1. 2. 2. 多成分試験法のへ. 1). へ)およびへ. 2). ト)で定める検査項目を適用することができる。

③ 施行規則別表9第3号ハ2)により基準および規格が新設または強化された項目を検査する場合、精密検査の方法は次の各号による。

1. 食品（農林水産物を含む）および畜産物は、「食品の基準および規格」第2. 食品一般に対する共通基準および

輸入食品等の申告および検査に関する規程

- 規格が精密検査の重点検査項目であり、かつその基準が新設または強化された場合に検査を適用、第3. から第5. までによる基準および規格は新設または強化された場合に検査を適用
2. 食品添加物は「食品添加物の基準および規格」II. 4. 品目別成分規格およびIII. 4. 品目別成分規格による各品目別純度試験の個別基準が新設または強化された場合に検査を適用
 3. 器具および容器・包装は「器具および容器・包装の基準および規格」III. 材質別規格が新設または強化された場合に検査を適用
 4. 健康機能食品は「健康機能食品の基準および規格」第2. 共通基準および規格が精密検査の重点検査項目であり、かつその基準が新設または強化された場合に検査を適用、第3. 個別基準および規格による各品目別規格が新設または強化された場合に検査を適用
 5. 畜産物のうち、食肉・原乳・食用卵は「食品の基準および規格」第2. 食品一般に対する共通基準である動物用医薬品および残留物質の残留許容基準または汚染物質等の基準が新設または強化された場合であって、検査の実効性を考慮して食品医薬品安全処長が別途定める検査項目に検査を適用
 6. その他基準および規格が新設または強化された場合であって、検査の実効性を考慮して食品医薬品安全処長が別途定める検査を適用
- ④ 別表6の食品原料名称以外に生薬名が存在する食品原料（生地黄（しょうじょう）を除く品目の場合は乾燥したものに限る）は、「大韓民国薬典」または「大韓民国薬典外韓薬（生薬）規格集」で定めた検査項目を検査し、この場合、食品医薬品安全処長が別途定める重点検査項目がある場合には、これを適用する。
 - ⑤ 施行規則別表9第2号ハによる精密検査および対象のうち、別表10第2号ロに該当する輸入食品等は、第1項の精密検査の重点検査項目に不適合検査項目を含むことができる。
 - ⑥ 施行規則別表10第1号ロの輸入食品等は、施行規則別表9第2号ハ1)により精密検査を実施する。この場合、精密検査の重点検査項目を適用し、輸出相手国の不適合事由書が添付された場合には、当該不適合検査項目を含むことができる。
 - ⑦ 施行規則別表9第2号ハ2)イ)による精密検査の回数・期間は、輸入申告件数を基準に5回連続して実施するものとし、検査開始日から6か月以内に限定することができる。ただし、輸入段階で継続的な観察が必要な場合は、措置事項を追加することができる。
 - ⑧ 施行規則別表9第2号ハ3)により精密検査を実施する輸入食品等の検査項目は、次の各号のとおりである。
 1. 施行規則別表10第3号イに該当する輸入食品等の検査項目は、精密検査の重点検査項目を適用する。
 2. 施行規則別表10第3号ロに該当する輸入食品等の検査項目は、精密検査の重点検査項目を適用するものとし、当該有害物質の検査項目を含む。

第14条（条件付き輸入検査の事後管理等） ① 地方庁長は、施行規則第31条第1項により検査結果の確認前または違反事項に対する補完前に条件を付け、輸入食品等（健康機能食品は除く。以下この条において同じ）の輸入申告確認証を発行（以下「条件付き申告受理」という）する場合、輸入申告者から別紙第4号書式の条件付き輸入申告確認証発行物品保管計画書の提出（文書、FAXまたは電子文書による保管計画書）を受け、次の手続により処理

する。

1. 条件付き申告受理をした地方庁長は、施行規則第31条第2項により提出された作業場所または保管倉庫の所在地を管轄する地方庁長または特別自治市長・特別自治道知事・市長・郡守・区庁長（自治区の区庁長をいう。以下同じ）に対し、申告受理後に遅滞なくその事実を通知しなければならない。この場合、地方庁長または特別自治市長・特別自治道知事・市長・郡守・区庁長は、管轄所在地の作業所または保管倉庫に条件付き申告受理された当該輸入食品等が搬入された日から2日以内に搬入の事実を確認しなければならない。ただし、搬入が完了する前に「適合」と判定された場合には、搬入の事実を確認しなくてもよい。水産物の場合、地方庁長は、当該条件付き輸入申告確認証の発行件数から無作為に10%を抽出し、条件を履行しているかどうかを確認することができる。
 2. 条件付き輸入申告確認証を発行した地方庁長は、輸入食品等が他の管轄区域に移動される場合には、その移動内容および検査結果を管轄地方庁長にFAX等で速やかに通知しなければならない。その通知を受けた地方庁長は、検査結果が確認されるまで第1号により当該輸入食品等を管理しなければならない。
 3. 第2号により通知を受けた地方庁長は、当該輸入食品等を確認した結果、輸入申告確認証の発行条件を履行しなかった場合には、確認書を受け取り、食品医薬品安全処長および条件付き輸入申告確認証を発行した地方庁長に報告（通知）しなければならない。行政処分等の措置を講じることができるよう、速やかに当該輸入食品等の輸入・販売業所を管轄する営業登録機関の長に通知しなければならない。
 4. 条件付き申告を受理した地方庁長は、当該輸入食品等の検査結果が確認された場合、輸入者に対し、文書または電話・ショートメッセージの送信等でその事実を通知しなければならない。検査結果が不適合の場合には、作業場所または保管倉庫の所在地を管轄する地方庁長もしくは特別自治市長・特別自治道知事・市長・郡守・区庁長に遅滞なく検査結果を通知しなければならない。
 5. 第4号により当該輸入食品等の不適合の事実を通知された作業場所または保管倉庫の所在地を管轄する地方庁長または特別自治市長・特別自治道知事・市長・郡守・区庁長は、現地に出張して差押え等の必要な措置を講じなければならない。流通・販売された製品がある場合は、速やかに回収・廃棄等の措置を講じなければならない。
- ② 地方庁長は、施行規則第31条第1項第1号および第2号の輸入食品等について、条件付き申告が受理されたかどうかにかかわらず、輸入食品等の輸入申告書受付日から5日以内に申告を受理することを原則とする。ただし、真菌数試験対象の輸入食品等、食品照射処理の輸入食品等、缶詰・瓶詰・レトルト輸入食品等、加温保存試験対象の輸入食品等およびリステリア・モノサイトゲネス検査の輸入食品等は除外する。
- ③ 施行規則第31条第5項第4号により、食品医薬品安全処長が条件付き輸入申告確認証の発行に適合しないと定める水産物は、次の各号のとおりである。
1. 施行規則別表9 2. ハ. 1)により、現場検査の結果、食品衛生上の危害が発生するおそれがあると認められる水産物
 2. 原産地証明書を添付したが、日本海・渤海・黄海および東シナ海以外の海域で漁獲されたと疑われるふぐ
 3. 施行規則第31条第5項第2号による別表3第2号および第4号に該当する水産物
 4. 活魚、冷凍品、乾製品

第15条（水産物の検査数量および品名の確認等） ① 地方庁長は、検査数量・重量の確認が困難で、生きている水産物または輸入申告量の多い冷凍品等の場合、「港湾運送事業法」により登録された検量機関が発行した検量書、または「関税法」第156条および第174条により特許保税区域の設置・運営に関する特許（許可）等を受けた者が確認した証明書もしくは管轄税関長の確認証明書等の公認された証明書類を通じて重量または数量を確認することができる。

② 地方庁長は、輸入申告した水産物の品名と実際の品名が一致しないが、品名の確認が可能な場合は、輸入申告書類および韓国語表示事項について補完措置を講じることができる。

③ 地方庁長は、輸入申告した水産物の品名と実際の品名が一致しているかどうかを確認するのが困難な場合には、食品医薬品安全評価院、国立水産科学院（その所属機関を含む）、海洋水産関連の大学（公認された水産関連の学会を含む）および国内の国家機関のいずれかに依頼して輸入申告品名を確認することができる。

④ 地方庁長は、輸入申告した水産物の関税・統計統合品目分類表（HSK）上の品目番号の確認が困難であると判断される場合には、「関税法」第86条による品目分類の事前審査結果を確認して処理することができる。

第16条（畜産物の海外作業所の是正措置手続および専門家の諮問等） ① 食品医薬品安全処長は、法第13条第1項第5号により輸出国政府に是正を要請する場合には、輸入畜産物の輸入者、製品名、海外作業所、危害確認内容、危害確認日、輸出衛生証明書番号等を輸出国政府に通知しなければならない。

② 第1項により是正要請を受けた輸出国政府は、当該海外作業所についてその原因を調査し、是正および予防措置を実施しなければならない。

③ 輸出国政府または海外作業所の設置・運営者は、その原因を調査して是正および予防措置を実施し、その結果を輸出国政府が第1項の通知を受けた日から3か月以内に食品医薬品安全処長に提出しなければならない。ただし、輸出国政府が食品医薬品安全処長と協議した場合には、その期間を延長することができる。

④ 食品医薬品安全処長は、第3項により輸出国政府が提出した資料を検討し、必要な場合には補完を要請することができる。

⑤ 輸出国政府が第3項による期限内にその結果を食品医薬品安全処長に提出しない場合、または是正措置が完了していないと判断される場合、食品医薬品安全処長は施行規則別表6第6号により畜産物衛生審議委員会の審議を経て、当該海外作業所の畜産物について輸入中断措置を講じることができる。

⑥ 食品医薬品安全処長は、次の各号の事項について専門家の諮問、または「畜産物衛生管理法」第3条の2による畜産物衛生審議委員会の審議を受けることができる。

1. 法第13条第2項による輸入中断措置の解除に関する事項
2. 第16条第3項および第4項による輸出国政府が提出した資料の妥当性等に関する事項
3. その他、食品医薬品安全処長が必要であると認める事項

第17条（表示基準等の確認） ① 地方庁長は、「食品等の表示基準」および「健康機能食品の表示基準」による韓国語表示事項の適否を確認しなければならないが、衛生約定が締結された国から輸入された水産物の場合は、その約定

で定める表示基準への適否をさらに確認しなければならない。

②施行規則第31条第1項第3号による表示基準に違反した程度が軽微であり、通関後、市場に流通・販売する前にその違反事項を補完できる場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

1. 包装紙の材質を表示していない場合
2. 保存および保管上の注意事項を表示していない場合
3. 食品添加物の用途を表示していない場合
4. 推奨摂取量および摂取方法を表示していない場合
5. 「冷蔵」、「乾燥」、「粉末」、「殺菌」、「滅菌製品」と表示していない場合
6. 使用濃度および希釈倍数を表示していない場合
7. 定められた基準の活字の大きさより小さく表示した場合
8. 表示基準に関する規定の改正事項が反映されていない場合
9. 輸出国で表示した主な表示事項の一部を隠している場合
10. 栄養・機能情報の単位（例：kg、mg、 μ g等）を記載していない場合
11. その他、明白な誤字脱字等、「食品等の表示・広告に関する法律」第4条に違反した程度が軽微であり、通関後、市場に流通・販売する前にその違反事項を補完することができる場合

③「食品等の表示・広告に関する法律」による表示事項もしくは輸出国で表示した表示事項が、当該食品等の最小販売単位の包装に全く表示されていない、または輸出国の表示事項が全く表示されていない輸入食品等（農・林・水産物および自社製品製造用原料等、最終消費者に直接提供されない輸入食品等を除く）の輸入申告書類は返却する。ただし、韓国語で表示された容器・包装で包装した輸入食品等の場合は、この限りでない。

④第3項により返却された輸入食品等のうち、「食品等の表示基準」および「健康機能食品の表示基準」による表示事項が全くない場合は、表示事項を補完して再輸入申告をすることができる。ただし、輸出国の表示事項が全く表示されていない輸入食品等は、再輸入申告をすることができない。

⑤地方庁長は、衛生約定が締結された国から輸入された水産物がある約定で定める表示基準に適合しない場合、表示事項の補完措置を講じることができる。ただし、約定で定める表示基準のうち、輸入申告書の登録施設名（登録番号を含む）と異なる登録施設名が包装に印刷されている場合は、輸入申告書類を返却し、輸入申告内容等の関連事項を食品医薬品安全処長に報告しなければならない。

第3章 行政事項等

第18条（不適合輸入食品等の措置事項） ① 地方庁長は、輸入申告者に対し、施行規則第34条第1項各号に掲げる措置を1年以内に講じるように通知しなければならないが、輸入申告者は、別紙第5号書式による不適合輸入食品等の処理計画書を、不適合の通知を受けた日から1か月以内に当該地方庁長に提出しなければならない。

② 地方庁長は、第18条第1項による措置を履行するかどうかを輸入申告者または関税庁電子通関システム（輸入貨物通関進行情報）を通じて確認し、最終処理結果を輸入食品統合システムに入力しなければならない。

- ③ 地方庁長は、第10条による現場検査の結果、全量が不適合処分を受けた同一会社の同一輸入食品等に対しては、5回連続して現場検査を実施することができる。
- ④ 輸入水産物の場合、地方庁長は、衛生約定が締結された国から輸入した水産物において、人為的な水注入もしくは金属異物が検出された場合、または精密検査項目が基準値を超えた場合には、直ちに別紙第6号書式の輸入水産物不適合報告書または別紙第7号書式の中国産水産物不適合現況を作成し、食品医薬品安全処長に報告しなければならない。
- ⑤ 輸入畜産物の場合、施行規則別表6第5号により食品医薬品安全処長が定めて告示する輸入中断措置の対象となる残留物質が検出された輸入畜産物に対する細部措置基準は、別表7のとおりである。

第19条（輸入申告確認証の発行等） ① 地方庁長が輸入申告確認証に発行条件を明示しなければならない輸入食品等およびその発行条件欄に記載する事項は、次の各号のとおりである。

- 1. 活水産動物：養殖（移植用）として使用不可
 - 2. 条件付き輸入申告確認証発行対象の輸入食品等：精密検査（無作為標本検査）結果の通知を受けるまで流通販売することはできず、検査結果通知前の条件付き対象物品を他の場所に移動する場合、事前に地方庁長に申告しなければならない。不適合時には返送・搬出または廃棄等の措置を講じなければならない。
 - 3. 第20条第1項による流通管理対象輸入食品等：輸入申告した用途以外の使用は不可
- ② 輸入水産物の輸入申告書の電算登録および変更方法は、別表8による。

第20条（流通管理対象輸入食品等） ① 施行規則第34条第2項による流通管理対象輸入食品等は、次のとおりである。

- 1. 自社製品製造用の輸入食品等
 - 2. 研究・調査に使用する輸入食品等
 - 3. 「対外貿易法施行令」第26条により外貨獲得用に輸入する輸入食品等。ただし、同条第1項第3号により観光用に輸入する輸入食品等を除く。
 - 4. その他、地方庁長が流通管理を必要だと認めた輸入食品等
- ② 地方庁長は、第1項による流通管理対象輸入食品等に対する輸入申告を受けた場合には、申告を受理する都度、その内訳を輸入申告者（または製造・加工業者）の営業所の所在地を管轄する営業許可（登録・申告）機関の長に通知しなければならない。ただし、第1項第1号および第3号の場合には、週1回の間隔で通知することができる（電子文書で確認される場合を除く）。
- ③ 第2項により通知を受けた営業許可（登録・申告）機関の長は、当該輸入食品等が輸入申告した用途等に適合して使用されたか確認・点検を実施し、半期ごとに別紙第8号書式により流通管理を要請した地方庁長に通知する。ただし、違反事項が摘発された場合には、行政処分等の措置を講じた後、違反内容、処分結果を直ちに流通管理を要請した地方庁長に通知する（電子文書で確認される場合を除く）。
- ④ 第1項第3号により外貨獲得用輸入食品等を輸入した者は、輸出後14日以内に外貨獲得用輸入食品等を利用して

製造・加工した食品等を輸出したことを証明する書類を、営業許可（登録・申告）を受けた機関の長に提出しなければならない（電子文書で確認される場合を除く）。

第21条（自社製品製造用原料の用途変更の承認） 施行規則第28条第2項により提出しなければならない試験・検査成績書の試験・検査項目については、第13条第1項による精密検査の重点検査項目（畜産物の場合は無作為検査項目）による。ただし、提出された試験・検査成績書は、当該用途変更申請の件に対する検査である場合に認める。

第22条（輸出返送品および外貨獲得用輸入食品等の輸入申告時に提出する書類） ① 輸出後、外国から返送された輸入食品等を輸入しようとする者は、輸入申告時、次の各号の書類を地方庁長に提出しなければならない。

1. 返送事由書
2. 輸出相手国の不適合事由書（輸出相手国において不適合となった場合に限る）
3. 品目製造報告書または品目製造申告書（食品医薬品総合情報サービスで品目製造報告書等が確認されない輸入食品等に限る）
4. 国内搬入後の計画が具体的に記載された別紙第9号書式の輸出または処理計画書（製造加工業者名、製造予定日、輸出予定国、輸出予定日等）

② 第20条第1項第3号による外貨獲得用輸入食品等を輸入しようとする者は、第1項第4号に該当する書類を地方庁長に提出しなければならない。

第23条（研究・調査用輸入食品等の輸入申告時の提出書類） 施行規則別表9第2号イ3）による輸入食品等を研究・調査目的で直接または委託して輸入しようとする場合は、輸入申告時に製品の製造方法説明書、研究・調査期間、成分配合割合等を含む研究・調査計画書を地方庁長に提出しなければならない。

第24条（有害物質） 施行規則別表10第3号ロにより、食品医薬品安全処長が定める有害物質は、次の各号のとおりである。

1. 「食品の基準および規格」第2. 3. 8) (1) ①に該当する食品から検出されてはならない物質と、10) (1) ①、②、③に該当する勃起不全治療薬・糖尿病治療薬・肥満治療薬等と化学構造が根本的に類似する合成物質および④その他の医薬品成分
2. 「食品添加物の基準および規格」に告示されていない化学的合成品
3. その他、次の各項目のいずれかの委員会で人体に深刻な危害があると認める物質
 - イ. 「食品衛生法」第57条による食品衛生審議委員会
 - ロ. 「健康機能食品に関する法律」第27条による健康機能食品審議委員会

ハ、「畜産物衛生管理法」第3条の2による畜産物衛生審議委員会

第25条（輸入最小量の範囲） 施行規則別表9第3号イ4）により食品医薬品安全処長が告示した輸入最小量とは、申告重量で100kgをいう。

第26条（行政事項） ① 地方庁長は、検査が完了した食品等について、輸入食品等の輸入申告確認証の発行を遅らせてはならない。

② 地方庁長は、原料の需給または物価調整のために緊急に輸入する輸入食品等が精密検査または無作為標本検査に該当する場合、その検査を優先して実施することができる。

③ 食品医薬品安全処長は、施行規則別表10第1号イに該当する輸入畜産物のうち、食肉の精密検査が進行中の場合に、当該生産国・品目・海外作業所（製造・加工場）に関する情報を食品医薬品安全処のホームページを通じて公開することができる。この場合、公開期間は施行規則第33条による検査情報の公開開始時点までとする。

④ 地方庁長は、輸入食品等の輸入申告書および提出書類を確認し、輸入者に対し、輸入食品等の安全性に関する必要な証明資料を追加で提出させることができる。この場合、文書の補完手続等は、「民願処理に関する法律」第22条および同法施行令第24条および第25条による。ただし、証明資料が電算上で確認可能な場合を除く。

第27条（規制の再検討） 「行政規制基本法」第8条および「訓令・例規等の発令および管理に関する規定」により、2024年1月1日を基準として3年ごとの時点（3年目の12月31日までをいう）に、その妥当性を検討し、改善等の措置を講じなければならない。

附則 <第2024-26号、2024年6月13日>

第1条（施行日） この告示は、2024年6月14日から施行する。

第2条（検査が進行中の輸入食品等に関する経過措置） この告示の施行当時に輸入申告され、検査が進行中の事項については、従前の規定による。

輸入食品等の申告および検査に関する規程

(仮訳)

2026年1月作成

日本貿易振興機構（ジェトロ）農林水産食品部 市場開拓課

〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-23

Tel. 03-3582-5186

禁無断転載